

大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう

■人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕平成22年」より

■推進目標

- 推進体制を確立しよう
- 正しい知識と認識を深めよう
- 指導内容と指導方法を工夫しよう
- 家庭・地域等との連携を図ろう
- 点検・評価による見直し、改善をしよう



■重点事項

- 実施体制の確立、計画の作成・見直し
- 研修の充実（参加型・体験型の手法等）
- 指導方法の工夫、体験活動の充実
- 積極的な啓発活動、関係機関との連携
- 学校評価の活用

第三次とりまとめ補足資料（令和5年度版）の概要

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕平成22年」の、社会情勢の変化を折り込んだ補足資料「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」が、令和3年3月及び令和4年3月に引き続き令和5年3月にも発表されました。令和3年度版からの主な改訂内容をまとめて紹介します。

人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導の定義：
社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自主的・自発的に成長や発達する過程を支える教育活動

実施する上で、
児童の権利条約の4つの原則
を理解しておく。

本紙掲載

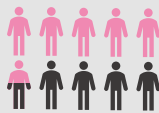
第二次再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」
(平成28年12月公布)

第13条では、非行少年等に対する支援について規定。

県の推進計画
令和3年策定

→「**第二次再犯防止推進計画**」
(令和5年3月17日閣議決定)



文部科学省は、学校における
**非行防止のための教育、
性犯罪の防止の
ための教育の充実
を図る。**

法務省
掲載サイト



ハンセン病問題

「**ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）**」
(令和4年7月22日文部科学省・厚生労働省・法務省)

ハンセン病問題に関する動画、リーフレット等、講師派遣授業
関係省庁の資料を幅広く紹介



文科省
通知掲載サイト



掲載資料例「ハンセン病の向こう側」
他に職員研修動画 等



喫緊の人権課題

個別の人権課題のうち、特に近年、大きな関心を集めているものについて取り上げます。それぞれ二次元コードから、該当する人権課題に関する資料等を取得できます。是非、校内研修や児童生徒の指導等に御活用ください。

児童虐待

対応ポイント

疑われる事案を認知した際のアクション

- ✓ 児童相談所に通告
- ✓ 通告後、設置者へ報告

学校の初動時に知っておきたいこと

- 確証がなくても通告する
- 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関
- 保護者との関係よりも子供の安全を優先する
- 通告は守秘義務違反に当たらない
- 通告について設置者の教育委員会等へ報告する



県教育委員会
資料掲載

職員向け必携資料①

教職員のための児童虐待対応リーフレット



職員向け必携資料②

教職員のための児童虐待対応の手引き



児童の権利に関する条約

対応ポイント

学校のルール見直し等に児童生徒の意見表明の機会を設ける

4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

4つの権利

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利

児童生徒向け資料

子どもの権利ノート



県教育委員会
資料掲載

ヤングケアラー

対応ポイント

「発見」→「連携」国は対応法準備へ

ヤングケアラーとは

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のこと

県の実態調査

世話をしている家族がいる小中高生で、相談経験があるのは、いずれも10%未満

児童生徒向け資料

知っていますか？ ヤングケアラーのこと



性的マイノリティ

対応ポイント

傾聴の姿勢と環境整備

- ✓ 秘匿性高い→理解を示す体制を
- ✓ 多様性尊重の観点→発達段階に応じた指導

4つの性

- 身体性……生まれたときに身体の形などにより判断された性
- 性自認……自身の性に対する自己認識の性
- 性的指向……恋愛の対象となる性
- 性表現……自身をどのように表現するかという性服装や言葉遣いなど時、場所、人との関係性により変化することもある



文部科学省
資料掲載

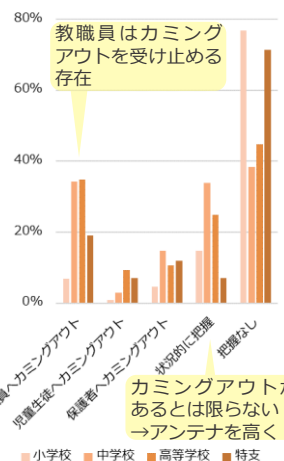
職員向け必携資料

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について



学校の実態

児童生徒による自己開示の状況



カミングアウトがあるとは限らない→アンテナを高く！

■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 特支

令和5年度学校人権教育の推進に関する実態調査より

様々な人権課題

千葉県では、「千葉県人権施策基本指針(改定)」にて、17項目の個別の人権課題を掲げ啓発活動に取り組んでいます。今回は、その中から9項目を取り上げて紹介します。

高齢者

- ✓ 就職差別
- ✓ 介護施設・家庭等における虐待
- ✓ 家族等による無断の財産処分
- ✓ 孤立死
- ✓ 振り込め詐欺、ひったくり等の犯罪被害

H I V患者・ハンセン病元患者等

- ✓ 誤った知識や偏見による差別、プライバシーの侵害
- ✓ ハンセン病に関する過去の誤った認識や一律に隔離する政策
- ✓ 患者・元患者やその家族に対する偏見や差別意識

犯罪被害者とその家族

- ✓ 犯罪による直接被害
- ✓ 裁判を通じた精神的・肉体的なダメージ
- ✓ 無責任な噂話による名誉棄損
- ✓ マスメディアによるプライバシー侵害

法務省 啓発動画




災害時の配慮

- ✓ 避難所でのプライバシー侵害
- ✓ 高齢者、障害のある人、子ども、外国人、女性への配慮不十分
- ✓ 避難所生活のストレスに起因する暴力や虐待

刑を終えて出所した人

- ✓ 出所した人に対する恐怖感・不信感等の偏見
- ✓ 住居・就職・結婚等での差別
- ✓ 千葉県再犯防止計画 令和3年度1月策定

法務省 啓発動画



ホームレス

- ✓ 嫌がらせ、暴行等の被害

生活困窮者


- ✓ 収入源が限られる高齢者
- ✓ ワーキングプア
- ✓ ニート、ひきこもりの問題
- ✓ 失業、病気、家族の介護等

中国残留邦人等

- ✓ 戦後の混乱による肉親との離別
- ✓ 中国、樺太等への長期残留
- ✓ 帰国後の困難

(就労、言語、地域社会との交流等)


厚労省 残留邦人による証言動画



その他

- ✓ アイヌの人々への偏見や差別意識
- ✓ 被拘禁者への処遇
- ✓ 患者と医療機関との医療行為を巡る問題


法務省 アイヌ人権動画



千葉県人権施策基本指針(改定)

1 女性	11 様々な人権課題
2 子ども	(1) 性的指向・性同一性障害
3 高齢者	(2) 刑を終えて出所した人
4 障害のある人	(3) ホームレス
5 被差別部落出身者	(4) 生活困窮者
6 外国人	(5) 中国残留邦人等
7 HIV患者・ハンセン病元患者等	(6) 北朝鮮当局による拉致問題
8 犯罪被害者とその家族	(7) その他
9 インターネットを通じた人権侵害	
10 災害時の配慮	

基本指針(改定)



千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

令和5年12月千葉県議会で可決し、令和6年1月1日より施行された本条例の一部を掲載します。

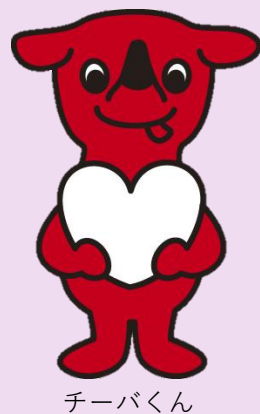
第一条 目的

一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会(以下「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会」という。)の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進すること

第二条 基本理念

人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われること

- 一、 **年齢にかかわらず**、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍している社会
- 二、 **男女のいずれも**が、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍している社会
- 三、 **障害のある人もない人も**、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍している社会
- 四、 **国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず**、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会



人権教育の実践例

互いの意見を「尊重」すること、班づくりや班での協議が円滑に進むよう「協力」すること、協議での意見について授業活動外でむやみに口外しない「守秘」の3つを原則として授業に臨むよう指導して下さい。

人権感覚の涵養に向けた参加体験型授業

目的：子どもの権利についての知的理解と、ひとりひとりが権利主体として尊重され、いじめや暴力（性暴力を含む）によって侵害されてはならない、という人権感覚を育成する。

使用教材：タブレット端末（二次元コード読み込みに使用）
オンライン記述フォーム

指導場面	児童生徒の活動	備考
導入 10分	児童生徒の人間関係における場面をいくつか例示し、「自分がされた場合」「他人がされているのを見た場合」それぞれについて「気になる」「気にならない」を軸にオンラインフォームに自分の考えを入力する。	「尊重」「協力」「守秘」の原則を示す。 例示する場面例： 「あいさつをするついでに、身体を触ったり持ち物を取ったりする」 「写真をこっそり撮影して、勝手に加工やキャプションをつけてSNSに流す」 「見た目の特徴、動き、喋り方の癖を真似する」等
展開 25～30分	班別協議 「どの項目を、どこに分類したか、それは何故か」について意見交換を行う。 班員を入れ替えたり、協議主題を発展させたりしながら、協議を行う。	ワールドカフェ方式を用いる等、班員を入れ替えながら、なるべく多くの児童生徒と意見交換をさせる。 班を入れ替える過程で、「今まで聞いた意見で、共感したもの／意外だったもの」「協議を通じて、自分の考えが変化したこと、新たに発見したこと」等、協議主題を発展させる。
まとめ 10分	「どうすれば『自分がやられたら気になることを、他人にしない』学級／学校になるか」について、考察する。	オンライン記述フォーム等を用いてまとめの考察を集約すると同時に共有する。 フォームへのアクセスは二次元コード等を使用する。

受講者の声

■ 自分が大勢の「面白い」とか「楽しい」を優先して考えてしまい、少数の辛さに気づいていない場面があったなと感じました。

■ 自分はされても気にならないから、他人に対してもあまり気にしてなかった。アンケートの結果を見ると気にする人も多く、その行動をどう感じるかは個人によって違うから、自分の感覚だけで判断してはいけないと思った。

講演・研修

性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座

対象：高校生
募集：4月頃より、3校程度
担当課：環境生活部くらし安全推進課

受講者の声

こういうことも性暴力なのかと、初めて知ることもあった。自分が加害者、被害者にならないために必要な知識だと感じた。

それって『愛』なの？若者のためのDV予防セミナー

対象：高校生
募集：実施前年度2月～3月、60校程度
担当課：健康福祉部児童家庭課

受講者の声

身体的暴力、精神的暴力の他に経済的暴力やデジタル暴力など知らないことが多数あった。男女どちらにもあり得ると感じた。

千葉県ヤングケアラー支援に関するアドバイザー派遣事業

対象：各校種教職員、保護者等
募集：8月頃より、10校程度
担当課：健康福祉部児童家庭課

受講者の声

家族の世話をしていることで、子ども達の将来の選択肢が狭まることがないように、学校内外の大人による支援が大切だと感じた。

人権という視点で考えてみよう！

「あなたはどう思いますか？」
(令和6年度版)より抜粋

確認項目	月 日実施	月 日実施	月 日実施
1 忘れ物、学習の到達度や点数等、進路状況等について、児童生徒の個人がわかるように掲示することで、児童生徒の行動や学習を促す。			
2 担任はクラス全体を見るので、障害のある児童生徒の指導はサポートの職員に任せている。			
3 授業中落ち着きがない児童生徒を、他の部屋に誘導している。			
4 児童生徒の話が終わらないうちに、自分の意見を言うことがある。			
5 児童生徒から出された学校のルールや行事運営に関する案を、児童生徒の承認なく、職員会議で通りやすいように調整してから提案する。			
6 いじめや虐待を疑われる事案等、児童生徒が他者からの被害を訴えてきた際、事案を認知した教員による当該児童生徒への声掛けやアドバイスに留めることがある。			
7 性的少数者と見られる児童生徒について積極的に声掛けを行い、学校生活での困り感について職員全体で共有して対応する。			

見方や立場を変えることで課題が見えてくることもあります。

人権尊重という視点で自らの教育活動を振り返るための点検表として、継続的に活用しましょう。

